

令和6年度

# 仕 様 書

委託業務名：（仮称）高島集会所新築工事実施設計業務

鳴門市都市建設部まちづくり課

監督員 技師 山本 大輝

# 仕様書

## 1. 設計内容

本仕様書に記載されていない事項は、「公共建築設計業務委託共通仕様書」による。

- (1) 設計は、次表のうち、○印を付したのものに関する業務を行うものとする。  
業務の内容は、平成31年国土交通省告示第98号別添一第1項第二号イに掲げるもの及び5(2)に示す成果品の作成にかかるものとする。

○	建築設計
○	建築構造設計
○	電気設備設計
○	機械設備設計
○	屋外付帯設計
○	積算

- (2) 目標とする工事費の額（直接工事費） 21,000,000 円

- (3) 設計書は次の工事別に作成する。  
(仮称) 高島集会所新築工事新築工事のうち建築工事  
(仮称) 高島集会所新築工事新築工事のうち電気工事  
(仮称) 高島集会所新築工事新築工事のうち管工事  
その他、市が指示する工事区分とする。

## 2. 業務担当技術者の種別及び資格等

業務担当技術者は次のとおりとする。

業務着手時に委託業務担当技術者選任届及びスケジュール管理表（以下「管理表」という）を作成し、提出すること。

- (1) 管理技術者（1名以上）  
管理技術者は、一級建築士の資格を有し（ただし、発注者の承認を得たときは、この限りでない。）、かつ対象業務全般について掌握し、設計業務について高度の技術・経験及び能力を有するものとする。
- (2) 担当技術者（建築担当技術者、設備担当技術者、各1名以上）  
担当技術者は、その業務内容を十分に理解し、設計業務に精通すると共に、設計業務について相当の経験と能力を有するもので、大学卒業後5年以上又はそれと同等の経験を有するものとする。ただし、構造担当技術者については構造設計一級建築士の資格を有するものとする。

## 3. 設計の進め方

- (1) 現地調査及び係員との打合せを十分に行い、意匠、機能及び構造等の基本的な考え方をまとめ、係員の確

認を受けたいうで作業を進めること。

- (2) 平面図及び矩計図等、設計の各段階ごとに案を提出し、係員の確認を受けたいうで作業を進めること。  
また、係員の指示により必要に応じて焼図を提出すること。
- (3) 建築物の敷地、構造及び建築設備に関する法律等並びにこれに基づく命令及び条例の規定等を遵守するほか、市の定める工事標準仕様書、各種設計基準及び標準図等に基づいて設計を進めること。
- (4) 工事実施時に支障となることがないように、官公署等との打ち合わせを緊密に行い、結果を文書で保存しておくこと。  
( 例： 建築主事、消防署、上水・下水管理者、電力・電話・ガス会社等 )
- (5) 目標とする工事費の額は、経費を除いた直接工事費の額とし、建築工事、設備工事及び外構工事の合計額が、この範囲内に納まるよう設計を進めること。
- (6) 建築及び設備の設計工程を明確にし、各設計担当者相互の連絡を密にすることにより、設計作業が円滑に進むよう努めること。
- (7) 管理表に修正がある場合は、係員へ書面にて報告し、指示に従わなければならない。
- (8) この要領に明記されていない事項があるときは、係員と協議して定める。

#### 4. 設計図書の作成

- (1) 設計図書の用紙の大きさ、書式、構成及び編集方法等は、係員の指示によること。
- (2) 設計図書には、全て氏名及び建築士登録番号を記入すること。
- (3) 積算書、構造計算書等の書式は独自のものを使用してよい。(ただし、A4版ファイルを原則とする。)
- (4) 内訳明細書は、(一財)建築コスト管理システム研究所 営繕積算システム(RIBC2)にて作成すること。  
(ライセンス費は本業務に含む。)

#### 5. 提出する設計図書等

- (1) 設計が完了したときは、設計図書(図面及び設計書並びに構造、負荷及び流量計算書等)の焼図及び数量計算書等を係員に提出し審査を受けること。また、訂正の指示があった場合は、訂正を行った後、設計図書の原図を引き渡すこと。

## (2) 成果品

次表のうち、○印を付したものを、指定部数提出する。

	種 類	数 量 等	備 考
	設計図書（原図）	次に掲げる設計図書一覧表 1～3のうち、○印を付したものの原図一式	図面ケースとも。用紙の大きさは、A2版を原則とする。
○	設計図書（電子データ）	CD-RまたはDVD-R	（注1）
○	設計図書（焼図）	二つ折製本（指示部数） 折図及びクリップどめ（縮小版提出共指示部数）	係員の指示により白焼き縮小版二つ折製本を提出すること（指示部数）
○	設計書	RIBC2内訳書データ 白焼き2部	内訳書データは設計図書（電子データ）と同じ電子媒体に保管しても良い。
○	数量計算書	原稿一式及び電子データ	数量調書、単価調書及び見積書等
○	設計計算書	白焼き（指示部数）及び電子データ	（注2） 電子データによる場合は、設計図書（電子データ）と同じ電子媒体に保管しても良い。
○	グリーン化技術チェックリスト リサイクル計画書（積算段階） 資材使用調書 構造計算チェックリスト 石綿含有調査に係る報告書 及び石綿含有書面調査結果 整理票	白焼き（指示部数）又は電子データ	電子データによる場合は、設計図書（電子データ）と同じ電子媒体に保管しても良い。
○	建築確認申請書	必要部数	申請書及び関係図書 手続業務を含む。 構造計算適合性判定及び建築物の建築物エネルギー消費性能適合判定が必要な場合は、手数料を含む。
○	消防法による届出書	必要部数	使用開始届及び関係図書 手続業務を含む。
○	省エネ措置の届出等（注3）	必要部数	届出等業務を含む。
○	都市計画法適合証明	必要部数	
	シーリング材種判定及びPCB含有分析の要否判定報告書	1部	
○	その他係員の指示するもの	必要部数	

（注1） 図面データのファイル名は、日本語とする。

CD-R等電子媒体に、

- ・PDFデータ
- ・CADデータのファイル形式が、SFC形式のファイルのもの

- ・CADデータのファイル形式が、使用したCADのオリジナルのファイル形式のもの（ただし、jww・dxf・dwg形式に限る。）

を保管するものとし、それぞれをフォルダを別にして、整理して保管すること。

CD-R（DVD-R）への書き込み後の電子成果物について、最新のウイルス定義データを用いてウイルスチェックを行い、コンピュータウイルス等が無く、安全であることを確認すること。

電子媒体を収納するケースの背表紙には、「委託業務名」、「作成年月」を横書きで明記すること。なお、業務名が長く書ききれない場合は、先頭から書けるところまで記入すること。

電子媒体への記載項目は、原則直接印刷とし、表面に損傷を与えないよう注意すること。

- (注2) 設計計算書のうち構造計算書については、国土交通省大臣認定プログラムにより計算を行うこと。  
設計対象建築物を計算可能な認定プログラムが存在しない等の理由で、係員の承諾を得た場合には、認定プログラム以外での計算を認めるが、額の変更対象としない。

- (注3) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第13条第2項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る業務、同法第20条第2項に規定する建築物の建築に関する通知及び同法第29条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に係る業務。

- (3) 成果品の取り扱いについて

提出された設計図書（電子データ）については、当該施設に係る工事の請負業者に貸与し、当該工事における施工図の作成、当該施設の完成図の作成及び完成後の維持管理に使用することがある。

設計図書一覧表 1

	種 類	摘 要		種 類	摘 要
	A. 共通設計図			B. 敷地造成設計図	
○	1. 表紙		○	1. 敷地測量図	
○	2. 図面目録		○	2. 敷地平面図	
○	3. 工事概要			3. 縦横断面図	
○	4. 特記仕様			4. 擁壁詳細図	
○	5. 配置図、附近見取図				
○	6. 面積表、面積計算書				
○	7. 概略工事工程表				

設計図書一覧表 2

	種 類	摘 要		種 類	摘 要
	C. 建築設計図 (改修前後)			D. 電気設備設計図	
○	1. 内外仕上表			1. 変電設備機器配置図	必要があれば
○	2. 各階平面図			2. " 系統図	"
○	3. 立面図 ( 4 面)		○	3. 電灯設備各階平面図	
○	4. 断面図		○	4. " 幹線平面図	
○	5. 軸組図		○	5. " 平面詳細図	
○	6. 基礎伏図			6. " 器具取付詳細図	必要があれば
○	7. 床伏図		○	7. 電灯設備系統図	
○	8. 小屋伏図			8. " 集合計器盤	必要があれば
○	9. 梁伏図		○	9. " 分電盤	
○	10. 天井伏図			10. " 器具取付表	必要があれば
○	11. 屋根伏図			11. " 予備電源設備図	"
	12. ペントハウス			12. 動力配線設備平面図	"
○	13. 平面詳細図			13. " 系統図	"
○	14. 矩計詳細図			14. " 制御盤図	"
	15. 階段詳細図	必要があれば		15. 情報通信各階平面図	
○	16. 各部詳細図			16. " 系統図	
○	17. 室内展開図			17. " 端子盤図	
○	18. 建具表			18. 火災報知器設備各階平面図	必要があれば
○	19. 構造伏図			19. " 系統図	"
○	20. 床梁及び壁リスト			20. " 機械図	"
○	21. 床板・階段・基礎配筋図			21. 放送設備各階平面図	
	22. ラーメン配筋図	必要があれば		22. " 系統図	
	23. ブロック配筋図	"		23. テレビ聴視設備各階平面図	必要があれば
	24. 防火壁			24. " 系統図	"
	25. 山留め、水替詳細図	必要があれば		25. " 機器図	"
	26. 日影図	"		26. 避雷針配線及び取付図	
○	27. その他必要な図面			27. 電鈴設備各階平面図	必要があれば
				28. " 系統図	"
				29. " 機器図	"
				30. 非常用発電設備図	"
			○	31. その他必要な図面	

設計図書一覧表 3

	種 類	摘 要		種 類	摘 要
	E. 機械設備設計図 (給排水、衛生、ガス、空調、 冷暖房)			F. 屋外附帯設計図	
○	1. 衛生設備各階平面図			1. 外柵門塀平面図及び詳細図	必要があれば
○	2. " 系統図			2. 造園植栽平面図及び詳細図	
	3. " 詳細図	必要があれば		3. 道路平面図及び詳細図	
	4. 消火栓設備各階平面図		○	4. 雨水排水平面図及び詳細図	
	5. ガス設備各階平面図	必要があれば		5. 公園平面図及び詳細図	必要があれば
	6. 受水槽詳細図	"		6. 構内舗装図	"
	7. 高置水槽詳細図			7. 架台平面図及び詳細図	
	8. 各種排水処理槽詳細図			8. 構内配電線・通信線路図面	必要があれば
○	9. 換気設備各階平面図				
○	10. " 系統図			G. 設計計算書	
	11. " 詳細図	必要があれば	○	1. 構造計算書	
○	12. 冷暖房設備各階平面図			2. 設備構築物構造計算書	必要があれば
○	13. " 系統図			3. 給水流量計算書	"
	14. " 詳細図	必要があれば		4. 排水 "	"
	15. 空気調和設備各階平面図	"	○	5. 浄化槽容量計算書	
	16. " 系統図	"	○	6. 換気量計算書	
	17. " 詳細図	"	○	7. 冷暖房負荷計算書	
	18. エレベーター設備平面図			8. 電圧降下計算書	必要があれば
	19. " 機械室詳細図		○	9. 照度計算書	
	20. " カゴ詳細図		○	10. その他必要な計算書	
	21. シャフト詳細図				
○	22. その他必要な図面				

6. 貸与する図書及び資料

次表のうち○印を付したものを貸与するので、適切な保管に努めること。また、貸与品は、成果品の引渡しの際に、すみやかに返却すること。

	種 類	摘 要		種 類	摘 要
	1. 敷地測量図		○	6. 各種設計資料	
	2. 設計計画図書		○	7. 基本設計	
	3. 地質、地盤調査資料			8. 耐震診断報告書	
	4. 各種設計基準図			9. 耐震改修設計図	
	5. 各種標準図			10. 原設計図	

## 7. 工事場所及び設計概要

工事の概要は次表による。

工事場所	鳴門市鳴門町高島		
建物名称	構造・規模	面積	備考
(仮称)高島集会所	集会所 ・構造：木造 ・階数：平屋建て 倉庫 ・構造：既製品の軽量鉄骨造、 協議により決定する ・階数：平屋建て	集会所 ・90㎡程度（予定） 倉庫 ・20㎡程度（予定）	

## 8. 設計委託履行期間等

- (1) 履行期間 契約書による。

## 9. その他委託上の条件

- (1) この設計の著作権は市に帰属するものとし、市において必要に応じ設計内容の変更を行うことができるものとする。
- (2) 設計受託者は、業務により知り得た事項について、秘密を守り他に漏らさないこと。
- (3) 設計受託者は市の意図に沿うように、コスト・工期・施工性・美観・工事中の施設利用上の問題などの検討を行った上で比較検討案を示し、係員の承諾を受けた上で作業を進めること。
- (4) 工事实施にあたり、設計内容に疑義が生じた場合は、設計受託者は責任ある回答を行うこと。  
また、当該問題の解決のため現場指導を求められた場合は、担当者を現地に派遣すること。
- (5) 工事实施にあたり、設計受託者の責めに帰する事由により設計変更の必要が生じたときは、係員の指示により、設計受託者において設計変更図書の作成を行うこと。
- (6) 建築確認申請又は都市計画法適合証明申請、消防法による諸届及び法令に定められた諸手続きは、設計受託者において行うものとする。
- (7) 概算工事費は令和6年10月31日までに係員に提出するものとする。
- (8) 設計業務を実施した結果、算出された工事費と当初の目標とする工事費との差による額の変更は行わないものとする。